

第10節 推進体制

計画を実効性のあるものにするため、現在の推進体制をより充実させ、市民、事業者、滞在者、市の相互協力・協働が図れる体制とします。

1. 循環型社会形成のための3Rの推進に関する制度（組織）の活用

廃棄物処理法では、市町村における一般廃棄物の減量化対策を実効あるものとするため、廃棄物減量等推進審議会及び廃棄物減量等推進員の制度を設けることができることになっています。（第5条の7、第5条の8）

これを受け、本市では「鎌倉市廃棄物の減量化、資源化及び処理に関する条例」を定め、「鎌倉市廃棄物減量化及び資源化推進審議会」を設置する（第7条）とともに、「鎌倉市廃棄物減量化等推進員」を委嘱（第13条）しています。

また、生活環境の整備を図り、近代都市としての健全な発展及び公衆衛生の向上に資するため、「鎌倉市生活環境整備審議会条例」により、「鎌倉市生活環境整備審議会」を設置しています。

これらの制度や組織の活動を通じて、循環型社会形成のための3Rの取組を積極的に推進していきます。

(1) 鎌倉市廃棄物減量化及び資源化推進審議会

市、事業者及び市民の相互協力・協働の取組みにより、廃棄物の減量化・資源化を総合的かつ計画的に推進するために設置されたもので、主に廃棄物処理事業等に関する諮問機関として、廃棄物行政に係るソフト的施策について検討していきます。

(2) 鎌倉市廃棄物減量化等推進員

廃棄物の発生抑制、減量化・資源化及び適正な処理並びに生活環境の清潔の保持のために市が実施する施策への協力その他の活動を行うことを目的とし、それらに熱意と見識のある方々の中から市長が委嘱し、ごみの発生抑制や減量化・資源化、適正排出の推進及び指導、不法投棄の防止等の活動を行っています。

委嘱は自治・町内会や商店会の推薦を受けて行いますが、ごみの発生抑制等といった事業の効果を上げるためには、市民、事業者、滞在者、市が協働することが重要です。鎌倉市廃棄物減量化等推進員は、市民、事業者、市の掛け橋や、地域のリーダーとして活躍しています。

(3) 鎌倉市生活環境整備審議会

一般廃棄物処理施設等、主に廃棄物行政に係るハード的施策についての検討を行います。施設整備の検討に当たっては、鎌倉市生活環境整備審議会の意見を聴きながら、より効率的、効果的で、環境への負荷が少ない安全・安心な施設整備を検討していきます。

2. 連携体制

本計画を効果的に推進するためには、市民、事業者、滞在者、市がそれぞれの立場における役割を認識し、協力・協働して活動することが必要です。前記の制度や組織を活用し、国や県と調整しながら市民、事業者、市の相互連携の強化を図ります。

(1) 市民、事業者、滞在者、市との連携・協働

市民、事業者、滞在者、市が、ごみの減量を自らの問題として捉え、それぞれの立場における役割を認識するとともに、おのおのが対等の立場で、循環型社会の形成という共通の目的に向けた取組を推進していきます。

各主体間における情報交換や交流を深め、市民、事業者、行政が連携してごみ問題を考え、3R推進に向けた取組を推進します。

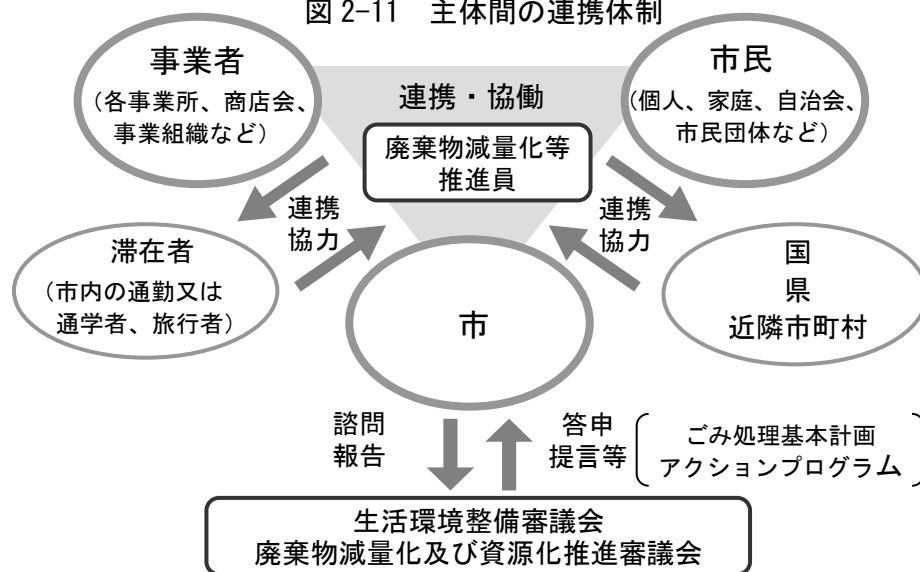
(2) 国、県、近隣市町村等との連携

近年、循環型社会の形成に向けた法律と計画の整備・策定について、積極的な取組が行われています。具体的な規制・誘導・啓発等は、県や市条例による地域特性を踏まえた施策として推進されていますが、県・市の役割分担の中で、それぞれの持つ課題などの情報の共有化がさらに求められています。

ごみ処理広域化については、平成28年5月に葉山町を加えて鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化検討協議会を設置し、令和2年8月に広域化実施計画を策定しました。計画の基本理念では、ゼロ・ウェイストの実現を目指すこと、また、基本方針では、ごみの減量・資源化を連携して取り組むこと、既存施設における共同処理に取り組むこと、適正かつ持続可能な廃棄物処理システムの構築を図ることとしました。今後、計画の実現に向けて、協議・検討をしていきます。

廃棄物の処理に係る技術的進歩や、災害対策をはじめとする社会情勢の動向を注視するとともに、国や県、近隣市町村等との連携や情報交換により、効率的かつ安定的な処理体制の構築に努めます。

図2-11 主体間の連携体制



3. 計画の進行管理

本計画を着実に推進していくためには、毎年度の取組を明らかにし、達成状況を確認していく必要があります。

本市では、年度ごとのごみ処理量等の数値を盛り込んだごみ処理実施計画とともに、具体的な取組を定めた事業計画（アクションプログラム）を作成し、計画的で着実な事業の推進を図るとともに、毎年度の実績等を公表するものとします。

また、鎌倉市廃棄物減量化及び資源化推進審議会は、行政のまとめた実績数値を基に、毎年度、計画の達成状況の確認を行い、目標達成に向けて必要な取組の見直しを提言していきます。

本計画を着実に推進していく一方、事業実施に対する費用対効果や、受益と負担の適正化等を考慮し、必要に応じて事業のスクラップアンドビルドを行っていかねばなりません。

計画の進行状況や達成状況に関する市民理解を深めることが重要かつ効果的であることから、計画全体の進行管理を行うとともに、その取組の結果をまとめ、市民にわかりやすく評価していくものとします。

なお、本計画は、計画期間を平成28年度から平成37年度までの10年間としていますが、ごみ処理状況や社会状況の変化等に対応するため、市民や審議会の意見を聴きながら、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

図2-12 計画の進行管理（PDCAサイクル）

